



第2次栗原市行政改革大綱

平成22年3月

宮城県 栗原市



目 次

第1章 策定の背景

1	行政改革の必要性	1
2	これまでの取り組み	1
3	栗原市の直面する諸課題	2
4	栗原市の財政状況	3
5	策定の趣旨	5
6	計画期間	5
7	計画の体系と役割	6

第2章 具体的な検討項目

1	目標実現に向けた取り組み	7
(1)	市民との信頼関係を高める	7
①	市民と行政との協働のまちづくりの推進	
②	行政サービスの向上	
(2)	仕組みと体質を変える	10
①	柔軟で機動的な組織体制の構築	
②	人材育成の推進	
③	業務改革の推進	
(3)	財政を健全にする	13
①	歳入の確保	
②	歳出の抑制・削減	
2	推進体制	15
(1)	庁内策定組織	15
(2)	民間委員による組織	15

第1章 策定の背景

1 行政改革の必要性

少子高齢化の進行と人口減少時代の到来、更に地方交付税の大幅な削減や、金融危機をきっかけにした世界的な景気後退の中で、地方自治体を取り巻く社会環境はこれまで以上に厳しく、より高い行政能力の発揮と継続した行政改革への積極的な取り組みが必要とされています。

また、地方分権の推進により、自治体が担う役割は増大しており、市民生活や社会活動を支えるために、主体的かつ柔軟な市政運営が求められています。

栗原市としては、健全で効率的な自治体経営の確立を目的とした第1次栗原市行政改革大綱を総括し、また、こうした近年の環境や社会情勢等を踏まえ、市民に最も身近な自治体として、地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政サービスの実現と市民と行政とのパートナーシップの確立を推進する必要があります。

2 これまでの取り組み

栗原市は、平成17年度から平成21年度までの5年間の「栗原市行政改革大綱」を平成18年3月に策定し、これまで、職員の定員管理の適正化や経費の節減・合理化等による財政の健全化と市民の行政参加のための環境づくりに取り組み、積極的な行政改革を推進してきたところであります。

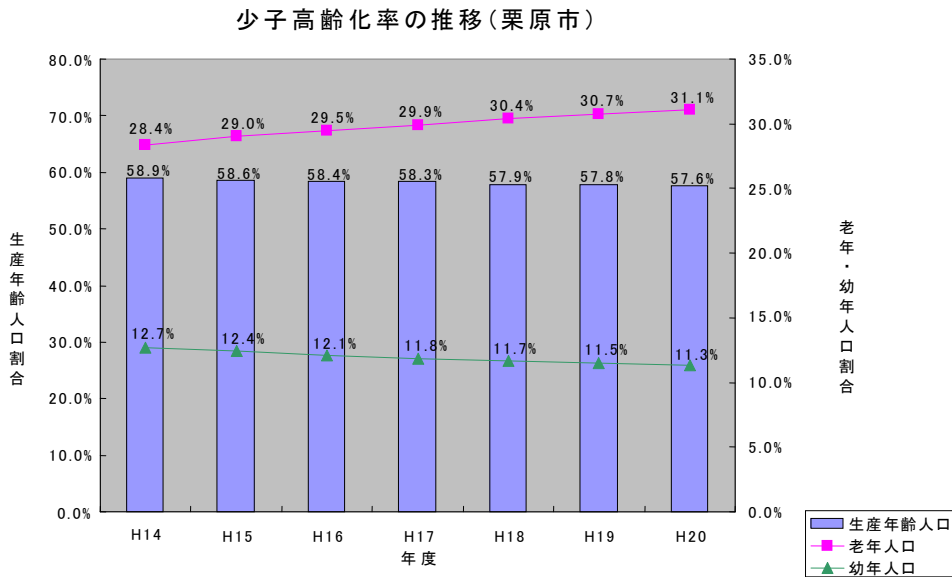
◆主な取り組み内容

年度	主な項目	効果額
17年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民と市長との直接対話方式の懇談会の実施 ◇交際費の使途の公開 ◇入札結果の公表 ◇物品の一括購入や単価契約による購入 	—
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員による業務改善提案制度の導入 ◇物品等の一括購入契約等の実施 ◇公の施設の指定管理者制度への移行 	5億5千万円 (平成17年度比較)
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇コミュニティ組織一括交付金制度の創設 ◇パブリックコメント制度の実施導入 ◇施設管理契約の複数年化 	13億1千万円 (平成17年度比較)
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇コンビニエンスストア等における収納の実施 ◇市民と行政の協働推進指針の策定 ◇市民活動支援センター機能の確保 	15億7千万円 (平成17年度比較)

3 栗原市の直面する諸課題

(1) 少子高齢化社会

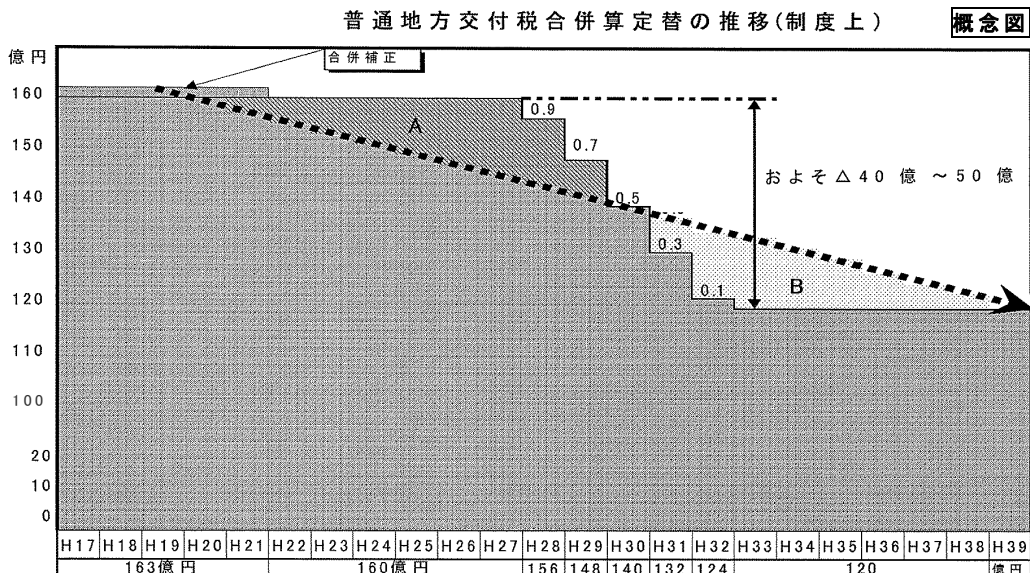
子どもの減少により、子どもが同世代との交流や多様な体験を通じ、社会性を育む機会を得ることが難しい現状や、若年層を中心とした労働人口の減少による生産性の低下が懸念されます。このことから、子どもの独創性や働く意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備を推進していく必要があります。



(2) 地方交付税の推移(見込)

国から交付される地方交付税は、町村合併の特例措置により平成28年度から段階的に5年間で減額され、経過措置終了後の平成33年度からは、現在の交付額より40億円から50億円の減額と見込まれています。

このため、財政規模を徐々に縮小し、将来の財源不足に備え財政調整基金を積み立て、急激な交付税の減少に備える必要があります。



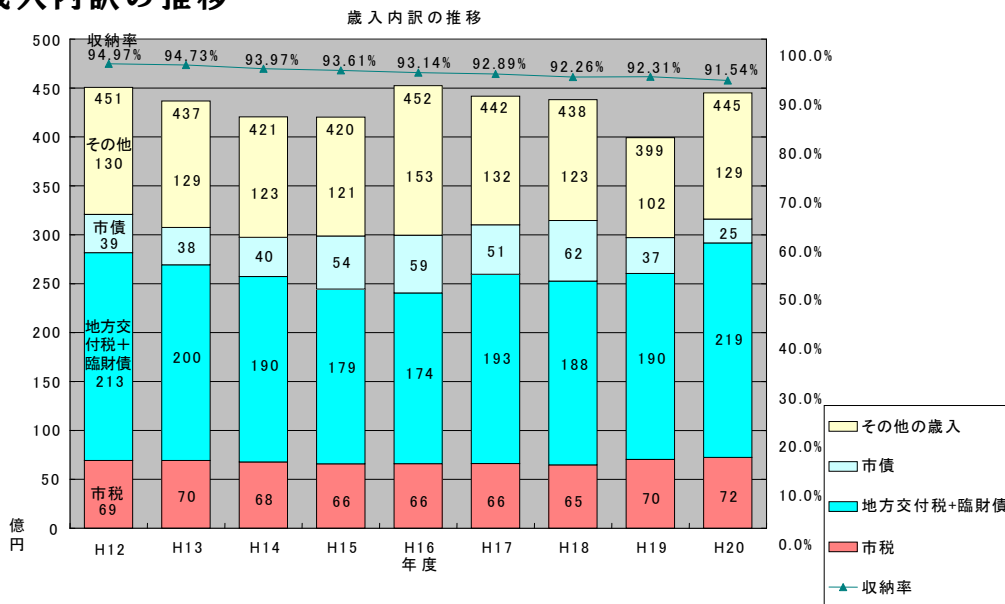
4 栗原市の財政状況

(1) 歳入

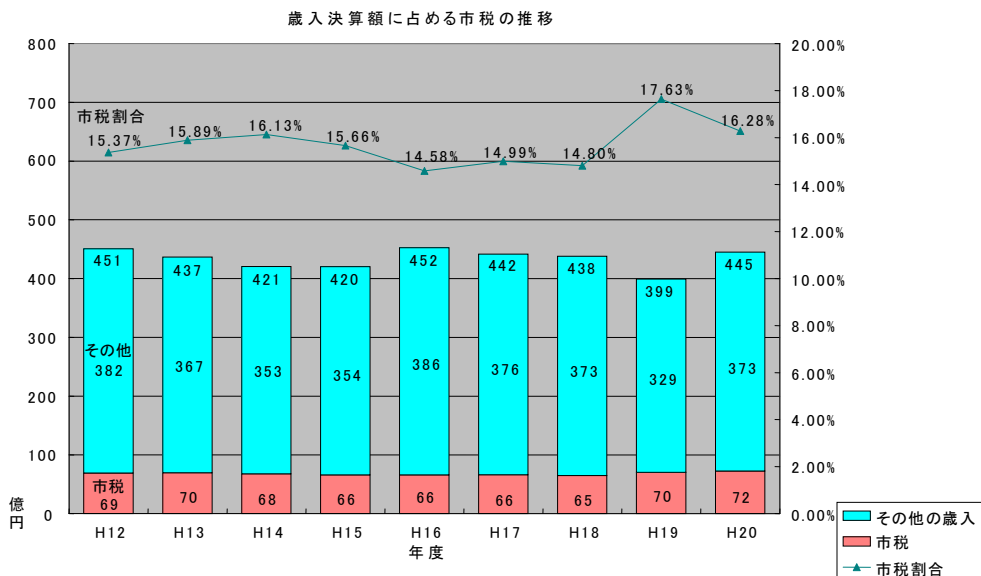
岩手・宮城内陸地震のあった平成20年度を例外として、歳入の推移を見ると、平成19年度の歳入金額は399億円(平成12年度比▲51億円)となっています。これは、三位一体改革による地方交付税や国・県補助金の大幅な削減が要因であり、今後も引き続き厳しい財政運営が続くと考えています。

また、平成19年度の市税割合が17.63%となっていますが、これは税源移譲や合併後の適正な予算規模へ段階的に移行していることによるものです。

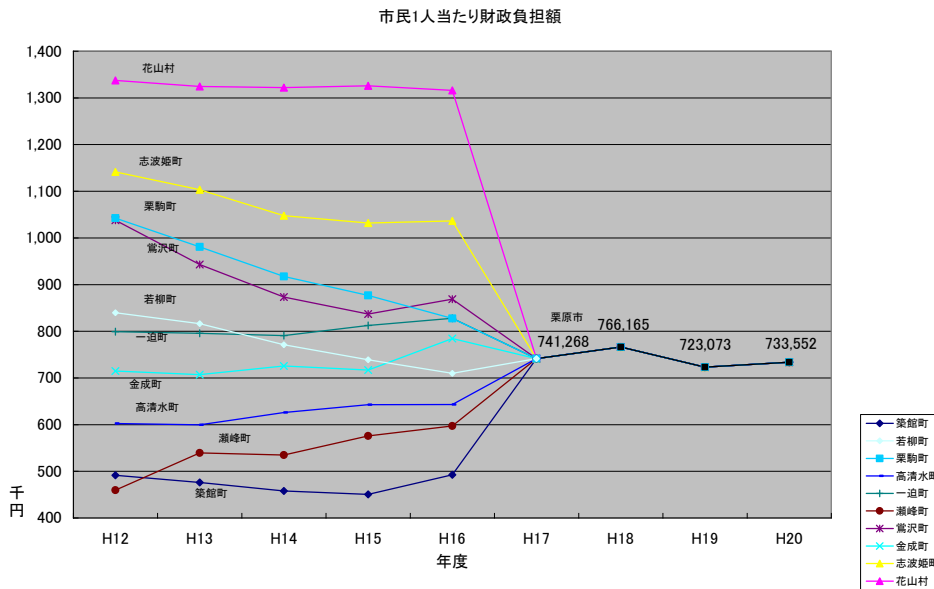
① 歳入内訳の推移



② 歳入決算額に占める市税の推移



(参考) 市民1人当たりの財政負担額の推移

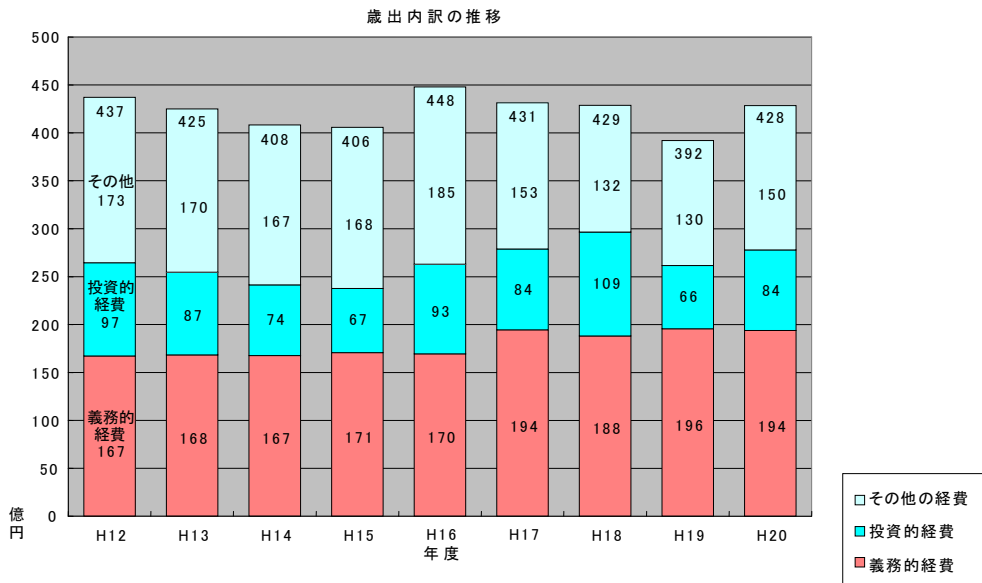


(2) 歳出

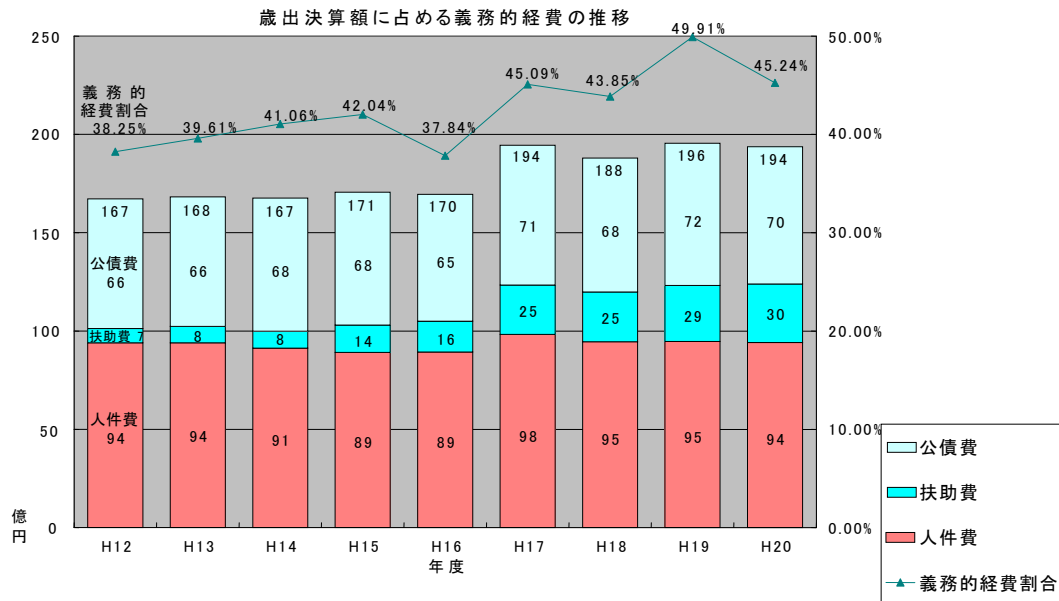
増加傾向にある義務的経費のうち、人件費は、職員の定員適正化計画の推進により職員数が減少し、給与や各種手当の経費は減少していますが、一方で共済費等の社会保障費の事業主負担増により、それほど大きな削減効果に繋がっていない状況となっています。

また、扶助費は、介護サービス受給者や高度医療利用者が年々増加していることや、合併後、生活保護措置自治体となったことが増加の大きな要因と考えています。

① 決算額と性質別内訳の推移



②義務的経費の推移



5 策定の趣旨

今回策定する「第2次栗原市行政改革大綱」は、行政課題の一つである少子高齢化対策や地方交付税等の合併による特例措置の終了に伴う一般財源等の減少に対応するため、栗原市の新たなスタートを意識し策定します。

また、行政改革の必要性を共有し、歳出削減と同時に歳入の確保にも重点を置くこととします。そして、行政改革の具体的な取り組みとしてのプログラムは、市民にわかりやすい成果指標の採用と数値目標の設定等、スピードを重視した取り組みを行なうこととします。

6 計画期間

第2次栗原市行政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、行政改革の具体的な取り組みとしての第2次栗原市集中改革プランは、行財政改革の取り組みを集中的に行い、かつ、より実効性を確保することから、地方交付税等の合併による特例措置のある平成27年度までは、3年毎に、その後の特例措置の減額経過期間は、2年毎に見直しを行ないます。

行政改革大綱（平成22年度～平成31年度）			
集中改革プラン【前期】 平成22年度～平成24年度	集中改革プラン【中期】 平成25年度～平成27年度	集中改革プラン【後期Ⅰ】 平成28年度～平成29年度	集中改革プラン【後期Ⅱ】 平成30年度～平成31年度

7 計画の体系と役割

第2次栗原市行政改革大綱は、「栗原市行政改革大綱」と「栗原市集中改革プラン」からなるもので、まちづくりの指針である栗原市総合計画「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向けた役割を担うものです。

◆栗原市行政改革大綱

行政改革を必要とする背景及び目的、改革に向けての基本的な考え方、改革に向けての重点項目等を明示し、今後の栗原市における行政改革の基本指針としての役割を担うものとします。

◆栗原市集中改革プラン

栗原市行政改革大綱に基づいた行政改革の重点項目等の取り組みを集中的に実施するため、計画期間における行政改革の具体的な取り組みを明示し、その進捗管理を行うためのものです。

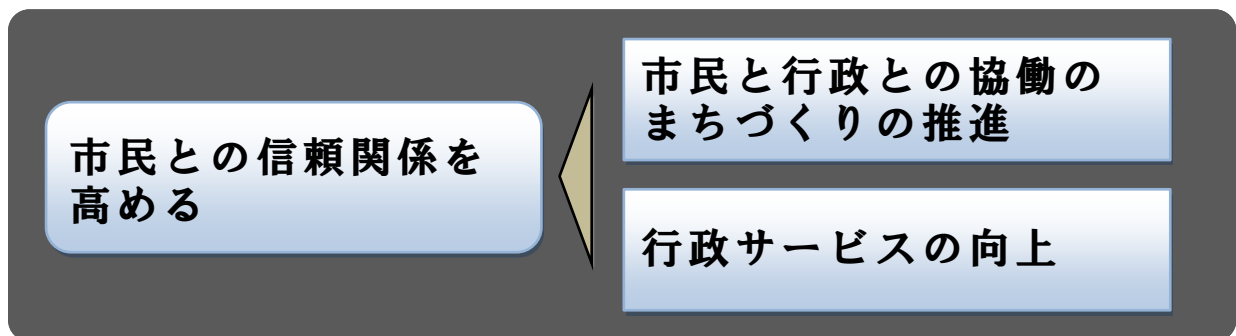
第2章 具体的な検討項目

第2次栗原市行政改革大綱は、市民の顧客志向の観点に立った取り組みを推進し、市民との信頼関係を高め、限られた財源の中で質の高い市民サービスを提供することとします。そのため、事業の選択と集中に基づいたより自律的な行政経営を行い、経営的視点に基づく成果とスピードを重視した行財政運営を更に推進していくこととします。

また、以下に主な検討項目を提示することで、改革の取り組み方針を明らかにし、これらを基本とした推進施策等を庁内策定組織で協議していくこととします。

1 目標実現に向けた取り組み

(1) 市民との信頼関係を高める



① 市民と行政との協働のまちづくりの推進

市民がまちづくりに自由に参加できる機会を確保するとともに、市民と行政がよきパートナーとして知恵を出し合い、役割と責任を分担してまちづくりを推進していく必要があります。

(ア) 市民による行政参加への促進

市民と行政がそれぞれの役割を理解しながら、市が行なう事業の必要性や妥当性を再検討し、市民の活動に委ねるべき業務については積極的に移行を推進していきます。また、市民が地域の課題について、自ら決定し、行動できる仕組みづくりや目的意識を持った協働のまちづくりを推進できるよう取り組んでいきます。

(イ) 公正で開かれた市政運営の推進

職員の法令遵守意識や倫理観を高めるとともに、透明な市政運営や組織の自浄能力の向上に向けた取り組みを推進し、市民に信頼される市役所づくりに努めていきます。

また、市民の市政への参画をなお一層高める工夫を行い、市民が市政に関心を持ち、身近なものと感じることができるよう情報の提供や市民の声を積極的に聴く機会の拡充に努め、市政への反映を推進していきます。

(ウ) 防災意識の高いまちづくり

震災の経験を活かし、今後予想される宮城県沖地震等による被害を最小限にとどめるため、防災体制の再構築や市民参加型の防災意識の高いまちづくりへの取り組みを推進していく必要があります。このため、地域に密着した自主防災組織の活動を支援することで、自主的な助け合いの仕組みづくりの強化を図っていきます。

(エ) 市民ニーズの把握

今後の行政サービスをよりよいものとするため、市民の意見を反映するニーズ調査を実施する必要があります。調査には、市民の費用対効果に関する意識を把握する項目を取り入れるなど、市民のコスト感覚を導入し、今後の目標水準と方向性について確認を測っていく必要があります。

また、判りやすいアンケート調査等を実施し、その調査結果の公表と施策への反映状況を公表していきます。

② 行政サービスの向上

市民にとって、市役所のイメージを実感できる場所は、市民との接点の多い窓口や電話対応のときです。これまで、栗原市接遇基本マニュアルを策定し対応していますが、成果が十分に伝わっていないことから、接遇研修を実施し、サービスの向上に努めていきます。

また、市民の知りたい情報の提供や市民の声を聞く姿勢を持つことで、市民との信頼関係を構築していきます。

(ア) 快適な窓口対応の推進

窓口業務は市民との接点であることから、窓口業務の適切な対応と市民から親しまれるサービスが求められています。窓口での相談や手続きを快適にするため、職員

の接遇研修やフロアマネージャ制度の効率的運用を図り、窓口業務の対応と充実に努めます。

(イ) 多様な市民ニーズに合わせたサービス

窓口サービスの時間拡充については、市民ニーズや導入効果を検証し、効果が高いと判断される場合は、積極的に導入を推進していきます。

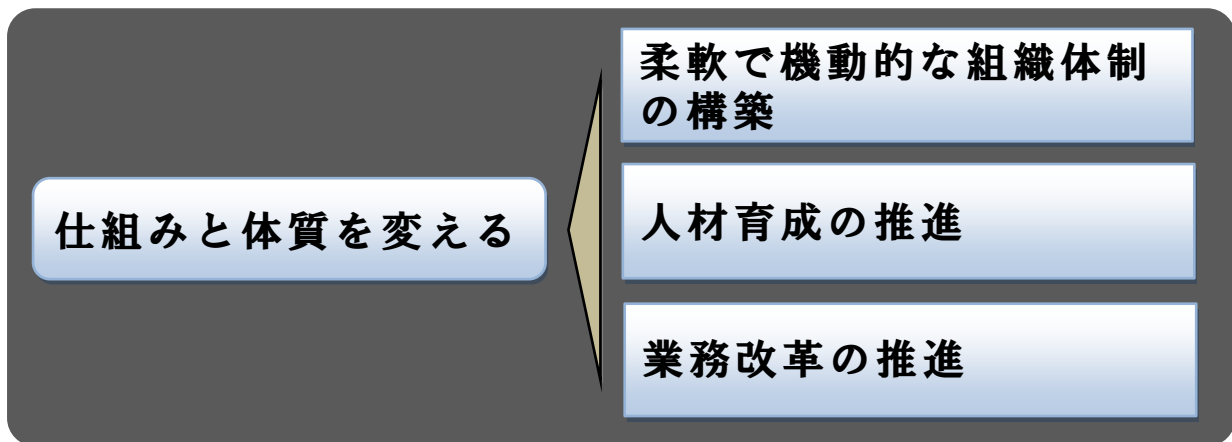
また、住民票や印鑑証明書等の交付業務を民間に委託することで、平日の時間外や休日に取得が可能となることから、これらについても併せて検討を行っていきます。

(ウ) ネット型サービス等の充実

情報の収集手段として、インターネットは確実に市民生活に欠かすことのできない通信手段となりつつあります。このため、市民生活に頻度の高い問い合わせや要望に対応できるホームページFAQの充実や障害者と高齢者にも配慮したあらゆる人にとって使いやすいホームページとなるようシステムの改善を推進します。

また、市の情報をタイムリーで解りやすく発信することで、情報・知識の共有を図り、信頼される市役所づくりを目指していきます。

(2) 仕組みと体質を変える



① 柔軟で機動的な組織体制の構築

行政サービスを効率的に市民に提供するため、限られた行政資源を最大限に活用し、多様化する市民ニーズに応えられる柔軟で機動的な組織体制を構築する必要があります。

(ア) スリムで効率的な組織体制の構築

現在、市が抱える組織機構の諸課題に対応するため、常に組織のあり方の検討を行い、市民に解りやすく、効率的に行政サービスを提供するための組織体制を構築します。

本庁組織は、社会情勢を先取りし、広範な視点に立って政策の立案、調整、展開を図ることの出来る組織を構築するため、行政機能や権限をより一層集約するとともに組織の統廃合を行いスリムで効率的な組織体制を構築します。

総合支所は、市民に身近なサービスを提供する視点から市民が日常的な手続を行う場として機能を確保します。また、段階的にスリムで効率的な組織を構築し、市全体のサービスを平準化する観点から総合支所の支所化を基本に適正配置を行います。

(イ) 定員適正化計画の推進

定員計画は、市の施策・方針、予算、組織並びに人材育成などの人事管理と密接に関連しており、これらと連携を図りながら総合的に管理する必要があります。

また、市民への行政サービスの低下を招かないよう、事務事業の見直しの徹底、事務の減量、行政需要の変化に対応した適正な職員配置や計画的な職員数の削減による定員管理の適正化を目指します。

② 人材育成の推進

限られた職員数で効率的な行政運営を進めていくため、個々の職員の高い事務処理能力や多様化する行政課題への対応能力が必要とされます。

このことから、職員の政策形成能力を高め、新たな課題に挑戦できる職員の育成を目指していきます。

(ア) 働きやすい職場づくり

情報や知識を共有できるような環境づくり、一体感ある職場風土の醸成に努めます。

また、職場内での双方向コミュニケーションの意識を高めることや、職員の心身の健康保持、さらに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを意識した取り組みを推進していきます。

(イ) 職員の意欲を高める風土づくり

職員の主体性を重視し、職員一人ひとりが自らの能力と適正に応じ、キャリア開発に取り組み、チャレンジ精神にあふれた職員を養成します。そして、人材育成や事業推進に役立つ研修を充実し、職員のやる気や自信を引き出す取り組みを行うことで、職場の活性化を推進します。

(ウ) 人材資源の開発・活用

限られた人材で効率的な行政運営を進めていくため、質の高い行政サービスの提供と新たな課題に挑戦できる職員の育成が必要です。このため、職員一人ひとりが政策形成能力をより一層磨き、時代の要請に対して、自覚と責任を持って施策を遂行できる業務遂行能力の向上に努めます。

③ 業務改革の推進

限られた財源の中で、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、民間委託等の推進や事務・事業全般にわたりコストの総点検を図ります。

また、行政評価システムの本格導入により、事業の必要性、効率性、成果などを検証する行政評価の仕組みを経営管理サイクルの中に明確に位置づけ、評価結果を施策や事業の改善・見直しに活用していきます。

(ア) 民営化等の推進

市が行なう事務事業や公の施設の管理運営については、民営化等を導入するためのガイドラインを策定し、外部委託や指定管理者制度を導入し運用を図っています。

が、さらに民間活力を一層進めるため、各諸制度の有効性を検証し活用を推進していきます。そして、既に導入した事務事業等については、安全管理や業務の質の維持・向上の観点からモニタリングを実施し、市民の顧客満足度を高めていく必要があります。

また、依然厳しい財政状況から、行政の徹底した効率化や経費削減が必要であるため、公共の仕事に競争原理を導入した市場化テストについての研究を行います。

(イ) 事務事業の見直し・合理化

市が行なう事務事業については、効果的・効率的な運営に努めコスト縮減に取り組む必要があります。

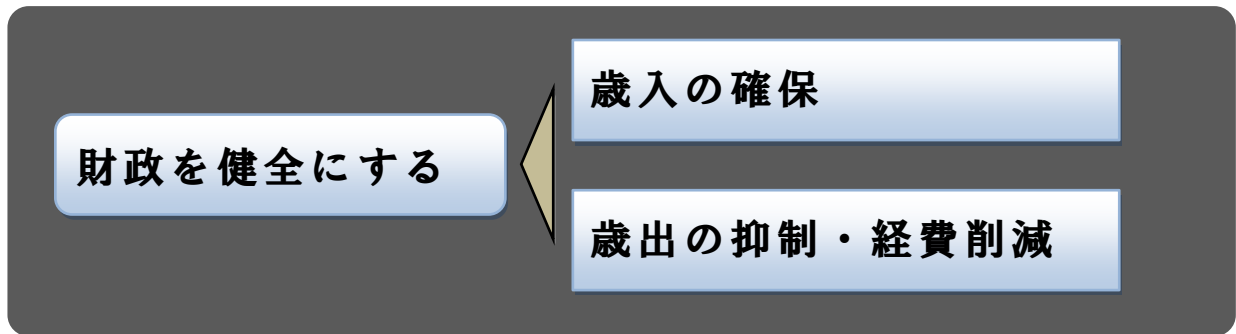
また、効果や効率性の観点から、当初の目的を達成した事業や効果の低下した事業については、事業の廃止・縮小、見直しを検討していきます。その推進を図るため、行政評価システムを本格導入し、事業の必要性、効率性等についての評価結果を施策や事業に活用していきます。

(ウ) 公共施設の適正な計画基準の策定

市には、類似した公共施設が多数存在し、維持管理はもとより、施設の老朽化や耐震性の確保など、公共施設についての様々な課題を抱えています。

こうした課題を解消するため、市民の視点やコスト意識等も踏まえ、市の人口、面積や財政規模に適した公共施設のあり方など、類似した施設の統廃合や存続等の検討について、設置条件、地域条件及び運営条件等から、公共施設の新築、改修及び統廃合等の基準を作成し、公共施設のあり方を見直します。

(3) 財政を健全にする



① 歳入の確保

市税等の収納率の向上、受益者負担の適正化や未利用地等の売却等により、歳入の確保に努め持続可能な行財政運営を目指します。

(ア) 市税等の確保

市税を安定的に確保するため、納税意識の醸成や未申告者等の解消に努めます。そして、税負担の公平性の観点から市税収納率の目標値を定め、滞納対策の強化に取り組めます。また、使用料、手数料及びその他の収入についても、収納率の向上に努めていきます。

(イ) 受益者負担の適正化

サービスを受ける市民と受けない市民との公平性を確保するため、コストに見合った適正な受益者負担の導入を図っていきます。

また、各種制度の統一化については、早期の是正に努めることで、市政に対する市民の信頼を高めていく必要があります。

(ウ) 未利用地等の売却

保有財産の中で、未利用地や低利用地など今後の活用が見込まれない土地については、積極的に売却し、歳入の確保に努めます。また、売却ができなかった土地についても駐車場等の暫定活用を検討していきます。

また、合併により重複している公共施設や必要性の薄れた施設について、民間貸与や売却処分を促進し、財源の確保に努めます。

(エ) 新たな財源の創出

新しい自主財源の創出に取り組むため、市のプロジェクト会議を発足させ、市道やスポーツ施設等の公共物にネーミングライツ・パートナー募集の検討を行うなど、新たな自主財源の確保について取り組んでいきます。

② 歳出の抑制・経費節減

計画的な定員管理等による人件費の削減、補助金の見直し及び事業コストの縮減・合理化などを図ることで歳出を抑制します。

(ア) 財政健全化と補助金・繰出金の抑制

第2次財政計画(平成22年度から平成26年度)を策定し、平成33年度の地方交付税等の合併による特例措置の終了を見据えた新たな取り組みに着手します。

また、全ての補助金について、事業の効果と妥当性等の新たな視点から補助金の見直しを検討するとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たしながら推進に努めていきます。

(イ) コスト縮減・合理化

コスト意識を常に追及し、低コストで良質なサービスを提供できる効率的効果的な行財政運営を進めコストの縮減に努めます。

また、建築物、道路、橋梁などについては、アセットマネジメントシステムを検討し、長寿命化による維持管理予算の平準化を図ることによって、維持管理費の削減を進め、効果的な維持管理運営に取り組みます。

(ウ) 地方公営企業の健全経営

地理的条件や地域的条件により、地方公営企業の経営は厳しい状況となっておりますが、地方公営企業が担う役割や必要性を再認識し、不断の経営努力により、さらなる健全経営を推進していきます。

2 推進体制

(1) 庁内策定組織

◇行政改革推進本部

市長・副市長・教育長・部局長・会計管理者・総合支所長により組織し、行政改革大綱及び行政改革推進に関する計画の策定及びその推進、計画の推進状況の公表等に関する決定を行います。

◇行政改革推進本部幹事会

部局次長及び総合支所次長等により組織し、本部の会議に付議すべき事項を事前に調査検討し、行政改革推進本部の効率的運営を図ります。

◇ワーキングチーム

行政改革推進本部幹事会に専門的事項を調査検討させるワーキングチームを設置します。

(2) 民間委員による組織

専門的知識を有する学識経験のある方、市政に関心を持ち、優れた識見を有する方等により栗原市行政改革懇話会を設置し、栗原市の行政改革に関し、様々な視点から意見、提言をいただきます。